

第七十回帝國議會
衆議院

アルコール專賣法案委員會會議錄(速記)第九回

付託議案

アルコール專賣法案(政府提出)
揮發油及アルコール交用法案(政府提出)

會議

昭和十二年三月二十日(土曜日)午前十時三十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 平川松太郎君

理事野田 武夫君 理事信太儀右衛門君

理事岩瀬 亮君

松本 忠雄君

篠原 陸朗君

菊池 良一君

山本 厚三君

東條 貞君

大本貞太郎君

三善 信房君

寺田 市正君

今給黎誠吾君

佐竹 晴記君

福田 耕君

三月十九日揮發油及アルコール混用法案
(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタ
リ

出席政府委員左ノ如シ

大藏次官 賀屋 興宣君

專賣局長官 荒井誠一郎君

專賣局部長 花田 政春君

陸軍少將 山脇 正隆君

商工次官 村瀬 直養君

商工省鑛山局長 大貝 晴彦君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

アルコール專賣法案(政府提出)

揮發油及アルコール混用法案(政府提出)

○平川委員長 是ヨリ開會致シマス——松本君

○松本委員 補足的ニ一二ノ點ヲ御尋致シ

マスガ、政府ガ御示ニナッタ「アルコール」

專賣ノ、大石委員ノ要求ニ對スル數字デア

リマスガ、「アルコール」ノ生産費ハ六十八

錢四厘ト云フ數字デアリマス、是ハ切干ノ

値段ヲ一體幾ラト云フ御計算ニナツテ居リ

マスカ

○荒井政府委員 原料ハ生諸デ計算シテキ

マスガ、切干ニスレバ大體二十錢見當ト云

フコトニナリマス

○松本委員 サウスルト、只今ノ切干ノ相

場ヨリカ餘程安イモノニナルノデゴザイマ

スガ、ソレハ將來特ニ安クナルト云フ御見

込デゴザイマスカ

○荒井政府委員 只今切干ト云フモノガ普

及シテ居ル所ガ餘リナイヤウデアリマシ

テ、特ニ其目的ノ爲ニ作ルノデアリマスカ

ラ、是ハ切干ヲ作ル方法ヲ簡易ナ方法ニ致

シマス、出來ルダケ手間ノ掛ラヌ方法ニシ

マシテ、其位ナ價格デシタラ作ルコトガ出

來ルグラウ、斯ウ云フ豫想デヤツテ居リマス

○松本委員 其點ハ分リマシタガ、次ニ「ア

ルコール」ノ一封度宛取引價格調ト云フノ

ガ出テ居リマスガ、此「アルコール」ハ勿論

臺灣ノ糖蜜カラ採ルモノダト思ヒマスガ、

此間ノ專賣局長官ノ御話デハ、糖蜜ノ値段

ヲ幾ラト見ルカト云フコトニ依ツテ、「アル

コール」ノ生産費ガ違フト云フコトヲ御話

デアリマシタヤウデスガ、一體糖蜜ノ値段

ト云フモノハ今日ノ相場カラ見テ現在ハド

ノ位デ、將來ハドンナ御見込デゴザイマス

カ、承ツテ置キタイト思ヒマス

○荒井政府委員 糖蜜トシテ賣ラレマスル

ノハ、煉炭用ニ賣リマスノト、ソレカラ朝

鮮ノ方ニ焼酎ノ原料トシテ賣ラレルモノガ

アルノデアリマス、是ガ絶エズ變動スルヤ

ウデアリマシテ、一寸今糖蜜ノ價格ノ調ハ

持ツテ居リマセヌガ、早速調べマシテ御知ラ

セ申上ゲマス

○松本委員 サウスルト將來含水「アルコ

ール」ヲ專賣サレル場合ニハ、臺灣カラ移

入シテ參リマシタ所ノ糖蜜デ造ツタ含水「ア

ルコール」ト云フモノハ、是ハドンナ値段

デ御賣リニナル御積リデアリマスカ

○荒井政府委員 含水「アルコール」ハ大體

今迄ノ相場ガアリマスノデ、之ヲ專賣ニシ

テ、直チニ生産費ト云フコトデ計算スル譯

ニモ行カヌト思ヒマスガ、大體今日取引ガ

アリマスノデ、其相場デ、又臺灣ノ製糖會

社ガコチラノ販賣業者等ニ賣ツテ居リマス

ル相場ヲ標準ニ致シマシテ、一應ノ相場ヲ

出シ、コチラノ買入値段ヲ決メタイト思ヒ

マス、更ニ將來物價ノ騰貴、或ハ下落等ヲ

加味シテ協定ヲ致シタイ、斯ウ云フ考ヲ持ツ

テ居リマス

○松本委員 サウスルト假リニ專賣ニナツ

テモ、含水酒精ノ値段ガ特ニ上ルト云フコ

トヲ豫想スル必要ガナイト共ニ、其爲ニ値

下リガアルト云フコトモ、ソレハ豫想出來

ナイト云フコトニナリマスガ、サウデゴザ

イマセウカ

○荒井政府委員 今日工業家ガ困ツテ居リ

マスノハ、臺灣カラ參リマス「アルコール」

ト云フモノハ、一定ノ數量ニ限ラレテ居ル

ノデアリマシテ、少シ需要が増スナリ、或ハ供給ノ方ガ少クナルナリシマスト、小賣價格ガ非常ニ上ルノデアリマシテ、卸賣ト小賣トノ價格ノ開キガ亂高下デアアルノデアリマス、サウシテ下ル時ニハ又卸賣價格ニ殆ド接近スルカ、又ソレヨリモ下ルト云フ狀態デアリマスカラ、政府ガ扱ヒマスレバ相當ノ豫備ヲ持ツノデアリマシテ、供給ニ不足ヲ生ズルト云フヤウナコトノナイヤウニ致シマスレバ、市中ノ相場ガ亂高下ヲ生ズルト云フコトガナクテ済ムト思ヒマス、其點ニ付キマシテ餘程工業家ニ便利ニナルト思フノデアリマス、臺灣カラ買入レマス價格ハサウ變リマセスケレドモ、其間ノ、コチラニ來マシテカラノ相場ノ亂高下ト云フモノガ少クナルガラウ、是ガ工業家ニ利益ニナル、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス

○松本委員 其點ハマアソレデ宜シウゴザイマスガ、此間佐竹君ノ御尋ト思ヒマシタガ、今迄デ申スト税金、將來ハ專賣益金ニ相當スル擔保ノ問題ガアッタノデアリマス、此專賣ニナッタ結果、工業者ニ不利益ヲ與ヘナイヤウナ方法ヲ御考ヘ戴キタイガ、何カ考案ガアルカト云フコトヲ御尋申上ゲマシタ、ソレニ對シテハ政府ハ何カ御考ガアル、販賣會社ヲ作ッテ、其販賣會社ガ政府ノ方ニ擔保ヲ出シテ、其販賣會社ハ需要者ニ對シテハ、專賣益金ヲ含メナイ品代金ダケデ賣渡シテヤルト云フヤウナ御話デアリマシテ、ソレデアアルカラ工業者ハ困ラナイガラウト云フ御説明ガアッタノデアリマスガ、吾々モ一應ソレデ了承ハ出來タト考ヘタノデアリマスガ更ニ研究シテ見マス、中々サウ行カナイノデアリマシテ、此點ハ寧ろ私ハ當局ノ御參考ニ供スト云フヤウナ積リヲ以テ御聽キヲ願ッテ置キタイノデスガ、詰リ其販賣會社カラ品代金ダケデ買取ル所ノ工業者ガ、誠實ヲ守ル者デアッテ、一切ノ虚偽ガナイ者デアレバ宜イガ、從來ノ實例カラ申スト、品代金ダケデ買ッテ、ソレヲ今度ハ税金ヲ含メタ價格ヲ以テ賣渡スト云フコトガ屢、アッタ、詰リ工業用ニ供セズシテ、他ノ用途ニ供シタ爲ニ、戻稅ガ出來ナイト云フ事件ガ屢、起キテ來ル、其爲ニ中ニ立ッタ所ノ商賣人ト云フモノハ、屢、少ナカラズ損害ヲ被ッテ居ルト云フ實例ガアルサウデアリマス、將來ト雖モ斯ウ云フコトハアリ得ルト思ヒマス、ソコデ今度ノヤウナ專賣ト云フコトニナレバ、中間ニ立ッテ居ル所ノ販賣會社ハ、需要者側カラ擔保ヲ取ラナケレバ賣渡サナイト云フコトニナルデアラウ、斯ウ云フコトガ懸念サレテ居ルノデアリマ

シテ、此點ハ私ハ商賣人ノ方ノ見透シガ正シイヤウニ思ヒマス、理論的ニ申シマスレバ、專賣局長官ノ御説明デ納得ガ出來ルノデアリマスガ、商賣ノ實際ニ當嵌マラスト云フヤウナ感じガスルノデアリマスガ、ソレ等ニ付テ何カ御考案ガアルノデアリマスカ

○荒井政府委員 只今ノ點ニ付キマシテ、色々研究シタノデアリマスガ、其方法ト致シマシテハ、二ツノ方法ガアルト思フノデアリマス、臺灣カラ參リマス時ニ、出來ルダケ變性シテシマヒマシテ、他ノ用途ニ使ヘナイト云フコトニナリマスレバ、税金ヲ加算シマセズデ、特別用途デ賣ルト云フコトガ出來ルト思フノデアリマス、初カラ工業用ト云フコトニ致シテシマヘバ、ソレデ税金ヲ加算シナイデ賣ルコトガ出來ルト思フノデアリマス、併シ工業家ノ手ニ渡ッテ變性サレルト云フモノガ今日多數デアリマスカラ、其場合ニハヤハリ變性シナイモノモ賣渡ス、而シテ販賣會社ニ普通ノ「アルコール」ヲ賣リマシテ、サウシテ其販賣會社ガ税金ニ相當スル金額ヲ加算シテ工業家ニ賣ルノデアリマシテ、工業家ガソレヲ使用シタ時ニ、始メテ專賣ニナレバ交付金ト云フコトニナリマシテ、決議サレルノデアリマスカ、其時ニ不誠實ナ者ガアリマシテ、之

ヲ高イカラ賣ッテシマフ、サウシテ金ハ手許ニナイト云フ場合モ從來アッタノデアリマスカ、其場合ニ中間ノ取扱業者ガ破綻ヲシタト云フコトモアルノデアリマス、ソコデ是ハ見込ノ問題デアリマシテ、如何ナル信用ノナイ者ニモ販賣業者トシテ賣渡スト云フコトハ出來ナイト思ヒマスガ、相當信用ガアル者デアリマスレバ、ソレニ無擔保デ賣渡ス、但シ茲ニ危險ガアルノデアリマス、其危險ニ對シテドウ云フコトヲスルカト云フコトデアリマスガ、ソレハ只今ノ所デハ販賣會社ニ於テ或ル積立金ヲスル、斯ウ云フコトノ制度ニ依ッテ、此危險ヲ「カバー」スルト云フコトモ今相談中デアリマスガ、ソレニ依ッテ餘程其危險ハ少クナルガラウト私ハ考ヘテ居ル次第デアリマス

○松本委員 其積立金ヲスルト云フコトハ、ソレデケ收益ガ多イ場合ニ積立金ガ出來ルノデ、其積立金ヲスルカシナイカト云フコトハ、其會社ノ自由ノ處置ガラウト存ジマスガ、ソレヲ政府ハ何カ特殊ナ關係ニ依テ積立ヲサセルトカ、或ハ積立ニ充テルダケノ收益ヲ特ニ與ヘルトカ、何カ別個ノ御考慮ガアルデアリマセウカ、會社自身デ積立テルト云フコトデゴザイマセウカ

○荒井政府委員 只今ノ相談デハ、會社カ

ラ計算ヲ出シマスル時ニ、是ダケ自分ノ方
ノ所要利益ガ要ル、而シテ危險負擔ノ爲ニ
是ダケノ積立ヲ要スルト云フコトデ、計算
ノ基礎ヲソコニ置キタイト思フノデアリマ
ス、サウシテ吾々トシテハ其計算シタ利益
金ハ積立サセルト云フコトニ致シタイト
思ッテ居リマス

○松本委員 大變面倒ナコトニナリマス
ガ、ソレダケノ面倒ヲシテ含水酒精ヲ何故
ニ專賣シナケレバナラヌカト云フ風ニ、實
ハヤハリ依然ト分ラナクナルノデアリマス
ガ、其點ニ付テ私モウツ承ッテ置キマスガ、
當局ハ含水酒精ヲ一緒ニ專賣シナケレバナ
ラスト云フ理由ノ中ニ、最モ私共ガ從來首
肯出來ルト考ヘル所ノ理窟ハ、臺灣デ現在
含水酒精ヲ造ッテ居ルノニ無水酒精ヲ造ラ
セル、同ジ所デ兩者ヲ造ル場合ニ其監督ガ
困難デアルトカ云フ風ノコトノ御説明ガ
アッタノデアリマスガ、私共承ッテ見ルト、
現在造ッテ居ル所ノ含水酒精モ決シテ自由
制度デナイ、或ハ糖蜜ノ戻稅ノ關係或ハ造
石稅ノ關係デ、總テ稅務官吏ノ監督ノ下ニ
ヤッテ居ルノデアッテ、同ジ工場デ二種出來
ルカドウカト云フコトハ疑問ガアリマス、
假ニ同ジ工場デ二種造ルトシテモ、別ニ其
點ニ付テ監督ニ支障ヲ來サウナコトハナ

イ、斯ウ云フ話デアリマスガ、其點如何デ
アリマスカ

○荒井政府委員 臺灣ノ關係ニ於キマシ
テ、含水ト無水ト同一取扱ニスルト云フ
コトガ便利デアルト申シマスノハ、是ハ臺
灣ニ於ケル取締ノ關係ト云フコトヨリモ内
地カラ臺灣ニ對シマシテ、註文ヲ致ス場合
ニ、含水幾ラ無水幾ラト云フコトデ、全部
ノ「アルコール」ノ所要量ヲ決メマシテ、サ
ウシテ含水ガ餘計ニ餘ルヤウナ時ニハ、專
賣局トシテ「ストック」ヲ餘計持ツ、其代リ翌
年度ニ於テハ無水トシテ餘計ニ造ッテ貰フ
ト云フヤウニ、兩者ヲ同一ニ扱フコトガ非
常ニ便利デアアルノデアリマス、是ハ臺灣デ
モ今後増産計畫ヲ立テマスル時ニ、當初カ
ラ專賣局ガ——是ハ無水ニ付テノ話シデア
リマスガ、專賣ニシテ一手デ買ヒマスレバ、
是ハ自分ノ方ハ國策ニ順應シテ、サウシテ
無水ヲ造ル、併シ自由ニ買フノダカ、買ハ
ヌノダカ分ラヌモノヲ造ルト云フコトハ、
非常ニ危險ガ多イカラ、ソレハ困ルト云フ
コトモ言ッテ居ルノデアリマス、而シテ含水
ニ付キマシテモ、是ハ無水ノ所要量ニ比ベ
マスレバ、非常ニ少ナイノデアリマスガ、
兎モ角モ多量ノ「アルコール」ヲ臺灣ガ生産
スル、サウシテ工業用トシテ二万石三万石

ノ「マージン」ヲ置イテ考ヘルト云フコト
ハ、御五ニ便利デアルト云フコトヲ私ハ考
ヘテ居ルノデアリマス、向フノ取締關係ト
致シマシテモ、從來モ糖蜜ノ關係、含水ノ
關係モ勿論取締ッテ居リマス、而シテ今後ハ
各工場ニ無水ノ施設ヲサセルト云フコトデ
アリマスガ、ソコハ取締リト云フコトニ付
テ内地ノ專賣ト云フコトト、向フノ專賣ト
云フコトト、ドレダケ關係ガアリマスガ、
私ハソコノ所ハ詳細存ジマセヌガ、コチラ
カラ一定ノ數量ヲ生産シテ貰フト云フコト
カラ見レバ、二ツノモノヲ同一ニ取扱フコ
トガ非常ニ便利デアアル、斯ウ考ヘテ申上ゲ
テ居ッテ次第デアリマス

○松本委員 ソレデハ或ハ私ノ聽違ヒデ
アツタカモ知レス、先達ノ長官ノ御説明デハ
同ジ工場デ造ルカラ取締ルト云フコトガ
アツタヤウニ存ジマスガ、宜シウゴザイマ
ス、其點ハモウ必要アリマセヌガ、最後ノ
質問デアリマスガ、此法案ガ燃料國策カラ
出發シテ居ルコトハ申ス迄モナイコトデア
リマスガ、同ジク燃料國策ニ出發シテ居リ
マスル所ノ帝國燃料興業株式會社法案、人
造石油製造事業法案等ニ依リマスレバ、是
等ノモノヲ製造スル民間ノ事業ニ對シテ、
ソレト助成或ハ配當補助ノアルモノモア

リマスシ、或ハ免稅ノ規定ノアルモノモア
リマスシ、色々ノ助成ノ規定ガアルヤウデ
アリマスガ、此無水「アルコール」ノ製造ニ
付テハ其點ニ對スル所ノ規定ガ見當ラナイ
ノデアリマス、主トシテ政府ガ製造ナサル
コトデアリマセウガ、吾々ハ燃料國策ノ上
カラ申シマシテ、民間ニモ其製造ヲ許シテ、
多々益、辨ズルト云フコトガ、燃料國策ノ見
地カラ見レバ最モ良イコトト存ジマスガ、
此民間ノ無水酒精ノ製造業者ニ對スル助成
ト云フコトノ御意向ハナイノデアリマセウ
カ

○荒井政府委員 最後ノ御質問ニ御答スル
前ニ含水トソレカラ無水トノ取締關係ト申
シマシタノハ、内地ニ於キマシテ、製造致
シマス場合ニ、皆様ノ御意向モ其處ニ歸着
スルヤウデスガ、出來ルダケ民間製造ヲ獎
勵スルト云フコトニナリマシテ、民間デ工
場ガ出來マシタ時ニ、無水酒精ガ安ク出來
マスレバ、工業用ノ「アルコール」モ安ク拵
ヘ、工業用ノ方ガ利益ガアレバ、其方モ造
ラセマスレバ、無水ノ製造ニモ役立ち、其
場合ニ監督上一ツノ官廳ガ之ニ委託製造モ
シ、取締モスルト云フコトガ、便利ダラウ
ト云フコトヲ申上ゲタコトガアリマス、内
地ノ場合ニ於キマシテハ取締關係ト云フコ

トヲ必要ト申上ゲテ居タノデアリマス、ソ
レカラモウ一ツ糖蜜ノ問題デアリマスガ、
是ハ工場渡シデ百斤一圓八十錢カラ二圓位
ナ計算ニナッテ居リマス、ソレカラ内地ニ於
キマスル無水「アルコール」ノ製造ニ付テ民
間事業ヲ出来ルダケ獎勵スルト云フコトニ
付キマシテ、特種ノ方法ヲ考ヘテ居ルカト
云フ御話デアリマスルガ、是ハ只今ハ相當
ノ價格デ、相當ニ利潤ガアルヤウナ計算ニ
於テ買上ヲスレバ、自ラ内地ノ生産業者ト
云フ者モ之ニ依ッテ計算ガ立ツデアラウ、斯
ウ云フ考ヲ持ッテ進メテ居タノデアリマ
ス、併シ必要ニ依リマシテ他ノ助成方法ヲ
講ズルコトガ、適當デアルト云フコトニナ
リマスレバ、其方法ニ付テ尙ホ能ク考究致
シタイト斯ウ考ヘテ居リマス

○松本委員 其點諒解致シマシタガ、ソレ
デハ民間會社ガ造ル所ノ無水酒精ヲ政府ガ
御買上ニナル場合ニハ、政府ノ工場デ御造
リニナル所ノ生産費ト云フヤウナモノヲ標
準トシテ御買上ニナルノデアリマセウカ

○荒井政府委員 是ハ無水専門ノモノデア
リマスレバ、只今御話ノヤウニ政府ノ工場
ニ於ケル生産費ト比較シマシテ、ソレヨリ
幾分利益ヲ見ナケレバナラヌカト考ヘマ
ス、唯今後起ルモノハ恐クハ工業用ノ「ア

ルコール」モ造リ、或ハ酒精含有飲料ノ原
料モ造リ、各種ノモノヲ一緒ニシテ造ルト
云フコトモアリマセウカラ、其時ニハ其生
産費ヲ如何ニ決メルカト云フコトハ、多少
研究ヲ要スルカト思ヒマス、原料ガ同ジデ
アリマスレバ、先ヅ政府ノ生産費ノ標準ニ
スルト云フコトガ宜シクナイカト考ヘテ居
ル次第デアリマス

○賀屋政府委員 今松本サンノ御尋デアリ
マス民間ノ「アルコール」製造ニ對シマス政
府ノ保護助長ト申シマスカ、此點ニ付キマ
シテハ、帝國燃料會社其他ノ場合ト御較ベ
ニナリマシテ御説モアリマシタ、大體ハ政
府モ全ク同一デハアリマセヌガ、餘程似タ
方向ニ考ヘタイト思ヒマス、ト申シマスノ
ハ、サウ云フ會社ニ付キマシテハ、所得税、
營業收益稅等ノ免除ニ付キマシテモ、免除
スル方針ヲ以テ今後考究シテ行キタイト
思ッテ居リマス、又一面御承知ノヤウニ、一
「ガロン」十四錢幾ラト云フモノハ事實政府
ガ損失ヲシテ賣ル譯デアリマス、是ハ表ニ
ハ帝國燃料會社其他ノヤウニ補助金トシテ
出テ居リマセヌケレドモ、專賣局ノ煙草等
ニ依ッテ得マシタ益金ガソレダケ減リマス
コトデ、丁度補助金ヲ一方ニ附加シテ計算
シテ出シマスノト事實ハ同ジコトデアリマ

ス、詰リ是ハ政府自ラ製造致シマス場合デ
モ、又會社ガ製造致シマシタモノヲ販賣、專
賣デ買上ゲマス場合デモ、ソレダケノ事實
上補助金ヲ出シテ居ルヤウナコトニ相成ッ
テ居リマス、今ノ補助ノ點ハ形ガ違ヒマス
ガ、事實上左様ニ考ヘテ居リマスルシ、又免
稅等ニ關シマシテモ、成ベク之ヲ致スト云
フコトデ今後研究シタイト思ッテ居リマス

○平川委員長 松本君、質問ハ宜イデスカ
○松本委員 宜シウゴザイマス

○平川委員長 他ニ質問ハナイデスカ
○東條委員 大體松本君ノ御尋デ明瞭ニ
ナッタヤウデアリマスガ、買上値段デ加減ヲ
セラレル場合ニ、燃料會社ニ對スル配當ノ
保證ト云フヤウナ風ノモノヲ考慮ニ入レ
テ、生産費ノ上ニ見マス利益ト云フモノヲ、
大體ソコラニ標準ヲ置イテ買入値段ヲ御決
定ニナル御見込デセウカ

○賀屋政府委員 其點ハ會社ノ大小ノ工合
モ違ヒマスルシ、マア小サイ會社ダカラ餘
計配當ガ要ルト云フ譯デモアリマセヌケレ
ドモ、アノ配當ノ初ノ中ハ四分、後ハ六分
ト云フ風ナ、サウ釘付ケデハ考ヘマセヌ
デ、ソレカラ會社ニ依ッテ又色々ノ製造ノ條
件「コスト」ノ條件モ違フモノガアリマス
ガ、買上値段ト云フコトニナリマス、是

ハ同ジ品質ノモノハ同ジ値段ニ買ハナケレ
バナラヌノデアリマスカラ、モット條件ノ良
イ會社ハ、ソレヨリ餘計ノ利益ガ出ル場合
モ起ルダラウト思ヒマス、此方ハ買上價格
ヲ一定スルコトニ依ッテ反射的ニ出ルモノ
デアリマスカラ、一々會社ニ付テ同ジ利益
ガ出ルト云フ程ニハ參リマセヌ、場合ニ依ッ
テハ餘計ナモノモアリ得ルト思ヒマス

○東條委員 私ノ御尋ノ仕方ガ、言葉ガ足
リナカッタヤウニ思ヒマス、私ノ今ノ御尋
ハ、會社個々ノ意味デハナク、政府ノ生産
費ヲ押ヘテ、之ニ對シテ經營費其他ヲ考慮
シ、サウシテアレ位ノ標準ノ利益ト云フモ
ノヲ土臺ニシテ、大體値段ヲ決メル御考デ
アリマスカト云フコトヲ伺ッタノデアリマ
ス

○賀屋政府委員 大體ハ六分位ノ利益ハア
ルト云フコトヲ頭ニ置イテヤル積リデアリ
マス、ソレガ何レノ場合ニモアルカト申シ
マス、餘リ條件ノ惡イ會社ガ出来マシテ、
唯、六分ノ利益ガ常ニアルカラト云フヤウ
ナコトニナルト、是ハ全體トシテ非常ニ困
ルコトニナリマス、出来ルダケ好イ條件デ、
經濟的ニ出来ルヤウナ契約ヲシタモノニ付
テハ、アノ位ノ利益ハアルヤウニ考ヘテ居
リマス

○東條委員 ソレカラモウ一ツ根本的ナ問題ニ付テ伺ッテ置キタイト思ヒマスガ、燃料國策ト云フ上カラ專賣ヲヤラレル、之ヲ工業用ニマデ押廣メラレタト云フコトハ、先刻カラ伺ッテ居リマスヤウニ、單ニ取締關係トカ、或ハ臺灣ニ於ケル製造ノ關係トカ、サウ云フ消極的ナ理由カラ、ドウモサウスル方ガ都合ガ好イトカ、或ハ已ムヲ得ナイカラサウスルト云フ意味デアリマセウカ、

更ニ將來ハ酒精及ビ酒精ヲ含有スルモノ全體ニ對シテ專賣ヲ押廣メラレテ行ク、具體的ニ言ヘバ、燒酎モ、日本酒モ、酒精ヲ含ムモノハ皆專賣ニスルト云フヤウナ計畫ノ下ニ御考ニナッタノデアリマセウカ

○賀屋政府委員 只今ノ御尋ニ御答致シマスガ、此場合工業用ノモノ、詰リ燃料用以外ノモノヲ共ニヤラント致シマスノハ、大體斯ウ考ヘテ居リマス、今御話ノ飲料用ノ「アルコール」、比較的「アルコール」ノ含有ノ程度ノ薄イモノデアリマスガ、之ニ參リマスコトハ、只今デハソレヲヤルト云フ方針デアルト云フコトハマダ申上ゲラレマセヌ、「アルコール」ノ含有量ノ高度ノモノ、無水及ビ其高度ノモノニ付テハ是ハドウモ一緒ニヤラナケレバ工合ガ悪イノデ、ソレハ是非ヤリタイ、斯様ニ思ッテ居リマス、飲

料用ノモノニ付キマシテハ、マダ其處マデハ考ヘテ居リマセヌ、是ハ私ハ事實ハ能ク分リマセヌガ、技術上ノ關係、隨テ取締上ノ關係、其他全體ヲ合セドウモ是ハ一丸トシテ考ヘルコトガ將來兩方ノ發達ノ上ニ最モ自然デアラウト思ヒマス、サウ云フ高度ノ「アルコール」、含水「アルコール」、無水ト云フモノハ、ズットヤッテ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○東條委員 「アルコール」ノ販賣ノ價格ヲ御決メナリマスル場合ニ付テノ概要ヲ、松本君ノ質問ニ對シテ御答ニナッタノデアリマスガ、專賣ト云フコトニ付キマシテ、生産費ハ物價ノ高低、勞銀ノ關係等多少動クモノデアリマスケレドモ、サウ云フ方面ニ餘リ差ガナイ場合ニ於キマシテハ、政府トシテハ或ル定メタ値段ヲ成ベクソレヲ持續シテ行カウト云フ御考デアリマセウカ、是ハ工業用ノコトデスガ、或ハ又臺灣カラ移入スルモノガ現在ノ所デハ多イノデ、是ガ殆ド相場ノ基ニナッテ居ルヤウデアリマスガ、是ノ關係ニ依ッテ時々ノ時價ト云フモノヲ大體ノ標準ニシテ始終改メテ行カレルコトニナリマセウカ、ソレヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス

○荒井政府委員 工業用ノ「アルコール」ハ殆ド臺灣カラ來テ居ルモノヲ以テ之ニ充テテ居ルノデアリマス、此値段ハ出來ルダケ買ヒマス時ニ一定シタ、餘リ變動ノナイ價格デアリタイト思ッテ居リマス、内地ニ於テ生産セラレマスル工業用ノ「アルコール」ト云フモノハ、是ハ自家用ト云フモノモアリマス、他ニ工業用ノ必要ガアリマシテ「エーテル」ヲ作ル場合ト云フヤウナコトモアリマスガ、其時ハ其買入價格デ拂下ニナリマスカラ、使用者トシテハ價格ヲ幾ラニ決メルト云フコトガ餘リ重大ナ關係ガナイノデアリマスカラ、是ハ臺灣ニ準ジマシテ、ソレニ依ッテ決メテモ差支ナイカト思ヒマス、唯内地デ特殊ノ工業用ノ「アルコール」ヲ造リタイト云フモノガアリマシタ場合ニ、ソレヲ臺灣ト同様ニ扱フカドウカト云フコトガ問題ニナッテ來ルト思フノデアリマス、是ハ特殊ノ用途ガアリ、特殊ノモノデアリマスレバ、ヤハリ需要者ノ方ノ計算ヲ見マシテ、ソレニ依ッテ決メタイト思ヒマスガ、ソレモ餘リ變動ノナイヤウニ決メテ行キタイ、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマス

○東條委員 私人質問ハモウ結構デス

○平川委員長 岩瀬君ハ如何デスカ

○岩瀬委員 結構デス

○平川委員長 ソレデハ次ハ大石君デス

ガ、大石君ハ出席シテ居リマセヌカラ、質問ハ大體是デ終了致シマス、但シ大藏大臣竝ニ商工大臣ニ對スル質問ガ少シ殘ッテ居ルヤウデスガ、是ハ次會ノ討論竝ニ採決ノ際ニ簡單ナ質問ヲ許スコトニ致シマシテ、大體是デ質問ヲ終了致シマス、次會ハ明後日開會致シマシテ、其際討論竝ニ採決ヲ致シマス

○平川委員長 次ニ揮發油及「アルコール」混用法案ヲ議題ニ供シマス、政府委員ノ說明ヲ許シマス

○村瀬政府委員 本日商工大臣ハ據ドコロナイ御都合デ出ラレマセヌカラ、私カラ代ッテ提案ノ理由ヲ大體御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス

揮發油及「アルコール」混用法ノ立案ノ趣旨ノ大要ハ本會議ニ於テ商工大臣カラ申述ベテ置キマシタノデ、此處デハ本法律案ノ大綱ニ付キマシテ御説明申上ゲ、本法律案ノ理由ヲ明ニシタイト思ヒマス、本法律案ハ揮發油ト「アルコール」ノ混用ヲ圖ラントスル主意デアリマシテ、是ガ施行ニ依リマシテ「アルコール」ヲ代用燃料トシテ使用スルコトヲ普及致シ、石油需要ノ主要部分ヲ占ムル揮發油ノ消費ヲ節約スルコトナ

リマスノデ、我國ニ於ケル液體燃料ノ自給ヲ促進スル上ニ資スル所大ナルモノガアルノデアリマス、申上ゲル迄モナク「アルコール」ハ主要ナ揮發油代用燃料デアリマシガ「アルコール」ヲ其儘自動車其他ノ内燃機關ニ使用致シマスコトハ適當デアリマセヌ、ソコデ「アルコール」ヲ揮發油ニ混入シテ使用セシムルコトニ依リマシテ、其代用燃料トシテノ效果ヲ舉ゲントスルノデアリマシテ、諸外國ニ於テモ同様ノ方法ニ依リ、燃料「アルコール」ノ使用普及ヲ圖ツテ居ルノデアリマス、而シテ「アルコール」ヲ混入致シマシタ揮發油ノ内燃機燃料トシテノ性能ニ付キマシテハ、混入ノ割合ガ一割乃至二割程度デアリマス、ト「アルコール」ノ有スル特性ヲ發揮致シマシテ、揮發油ノミヲ使用スル場合ニ比較シテ、其效率ガ低下致サナイノミナラズ、更ニ操作上ノ手心ニ依リ、或ハ機關ノ簡易ナ改造ニ依リマシテ、却テ效率ヲ増加スルコトモ可能ナノデアリマス、今般我國ニ於テ「アルコール」混用制度ヲ實施スルニ付キマシテハ、「アルコール」生産ノ現狀ニ鑑ミマシテ、昭和十三年度カラ差當リ二・五％程度ノ混用ヲ以テ始メルコトトシ、漸次「アルコール」ノ生産増加ニ伴ヒ、其ノ割合ヲ高メ、昭和十九年

ニ至リマシテ目標ノ二割ニ到達致ス見込デアリマス、而シテ「アルコール」ハ過般議會ニ提案致シマシタ「アルコール」專賣法ノ實施ニ依リマシテ、確實且ツ計畫的ニ之ヲ供給シ得ルコトナルノデアリマス

次ニ本法草案ノ規定ノ概要ヲ御説明申上ゲマス、揮發油ト「アルコール」ノ混用ヲ圖リマスニ付テハ、揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ガ揮發油ヲ庫出セントスル時ニ、其揮發油ニ「アルコール」ヲ混入セシムルコトト致シタノデアリマス、更ニ是等ノ混入義務者ヲシテ、豫メ混入計畫ヲ樹テ、政府ノ認可ヲ受ケシムルコトトシ、以テ「アルコール」混入ノ實施ヲ確實ナラシムルト共ニ、「アルコール」ノ生産トノ調和ヲ圖ラントスル考デアリマス、尙ホ混入ノ割合ハ、政府ニ於テ大體毎年之ヲ定メテ告示スルコトト致ス積リデゴザイマス、而シテ「アルコール」ヲ混入スベキ揮發油ハ、主トシテ自動車等ノ内燃機用ニ供セラルモノデアリマシテ、化學工業用、航空機用、醫藥用、清洗用、其他特殊ノ用途ニ供セラルル揮發油ニハ「アルコール」ヲ混入セシメナイコトニスル積リデアリマス

次ニ本法草案ハ「アルコール」混用制度ノ實施ヲ確保致シマス爲メ、監督取締ニ關スル諸規定ヲ設ケテ居リマス、即チ政府ハ揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ノ混入義務ノ履行ニ付、常時監督ヲ致シマシテ、確實ニ揮發油ニ「アルコール」ガ混入セラルルコトヲ期スルト共ニ、一旦「アルコール」ヲ混入シタル揮發油カラ「アルコール」ヲ分離スルコトヲ一般ニ禁止スルコトトシテ居リマス、又他方「アルコール」ヲ混入スルコトヲ要シナイ揮發油ニ付キマシテモ、其使用販賣其他ノ取扱ニ關シ、適宜取締ヲ爲シ得ルコトトシ、更ニ右ノ内一般ニ取引セララルモノニハ一定ノ標準ヲ附セシメテ、其用途ニ付制限ヲ設クルコトト致シテ居リマス、以上ガ本法草案ニ關スル説明ノ大要デアリマス、何卒充分御審議ノ上速ニ御同意ヲ與ヘラレンコトヲ切ニ希望スル次第デゴザイマス

○平川委員長 マダ時間ガアリマスカラ、少シ質問ヲ繼續シタイト思ヒマスガ、ドナタカ質問ガゴザイマスカ

○篠原委員 私ハ「アルコール」販賣ノ實際ノコトニ付テ御伺シタイノデアリマスガ、政府ハ從來專賣品ヲ民間ニ賣渡シマスル場合ニ、販賣會社ノ如キモノヲ設ケテ、直接販賣シナイデヤラセルト云フ實際ノ計畫ガアルヤウニ承ッテ居リマスガ、今回「アルコール」ノ專賣ニ對シテモ同様ノ御考ヲ持ッテ居リマスガ、ソレヲ御伺シタイ

○荒井政府委員 ソレハ只今御尋ノ通り、販賣會社ガ出來ル豫定ニナッテ居リマス

○篠原委員 此專賣事業全般ニ對シマシテ、政府ガ專ラ監督スルノデアリマスカラ、ソコニ自ラ政府ノ力ガ非常ニ強イコトヲ感じマス同時ニ、販賣ニ付キマシテ更ニモウ一遍大キナ會社ガ出來テ、專ラ其會社ガ販賣スルト云フヤウナ場合ニハ、自ラ政府ノ專賣ノ爲ニ、社會的ノ影響ガ、又第二次的ニ販賣會社ヲ通ジテ、此販賣會社ガ社會カラ見ルト、一種ノ特權ヲ持ッテ居ルヤウナ情勢ニ見ラレル場合ガ相當アルヤウニ思ハレル、ソレデ專賣ニ、更ニ其次ニ來ルモノハ特權會社ガ之ヲ專ラ取次販賣ヲシテ、外ノモノニハ商賣ヲ許サナイ、斯ウ云ウ情勢ニアリマスコトガ、自ラ又專賣ヲモウ一層強メルヤウナ感じヲ社會的ニ與フルノデアリマスカラ、斯ウ云フ會社ハ寧ロー一般ニ公開シ、明期ニシテ置クヤウニ、特ニ官憲ガ御注意下サルコトガ必要デハナイカト存ジマス、此點ハ過去ト將來ト併セテ御尋シタイノデアリマスガ、過去ニモ相當斯ウ云フ會社ガアリマシタ、或ハ專賣品ヲ納入スル會社、或ハ專賣ノ精製品ヲ販賣スル

會社、或ハ其間ニ於キマシテ、周旋シタリ、或ハ色々ノコトヲスルヤウナ會社ガアルヤウデアリマスガ、自然此會社ハ政府トノ間ニ非常ナ密接ナ關係ガアリマスカラシテ、自ラ又民間ノ事業カラ見テモ專賣ノヤウナ考、特許サレテ居ルヤウナ考ヲ持ツヤウナ傾向ガアルト存ジマシテ、此種ノ會社ハ、言換ヘマス、政府ノ專賣ニ屬スル會社ノ如キモノハ、一般性ヲ持ツヤウニ、ソレガ成

ベク明朗ニナルト云フヤウニ、世ノ中カラ或ル場合ニハ義望ノ的ニナラナイヤウニ、或ル場合ニハ又餘リ利益ヲ壟斷シナイヤウニ、專ラ民人ノ便利利益ヲ十分ニ御考ニナツテ、此會社ヲ御監督ニナルコトガ必要デハナカラウカ、言換ヘマス、會社自身ノ性質ガ第一點、政府ノ監督モ亦第二點トシテ明朗ニナルト云フコト、公開スルコト云フコト、サウ云フ點ガ必要デハナイカト思ヒマ

スガ、政府ノ御考ハ如何デアリマスカ
○荒井政府委員 洵ニ御尤ナ御尋デアリマシテ、此販賣會社ガ出來マスレバ、ドウシテモ是ガ獨占ノ性質ヲ持ツト云フコトニ相成リマスノデ、營業ノ方針等ニ付テハ十分注意ヲ致サナケレバナライノデアリマス、或ハ其地位ヲ利用シテ工業家等ニ不便ヲ與ヘルト云フコトガアリマシテハ、洵ニ

相濟マス次第デアリマス、吾々ト致シマシテモ十分其點ニ付テ注意ヲ致シマスルシ、又會社ノ當事者ニ於キマシテモ注意ヲ致サナケレバナラスカト思ヒマス、又會社ノ組織ヲ作りマス時ニモ、餘リ斯ル傾向ヲ持ツタモノデナイヤウニ努メルト云フコトモ必要カト考ヘテ居ルノデアリマシテ、十分其點ハ御趣旨ニ依リマシテ氣ヲ付ケルコトニ致シマス

○篠原委員 御答辯ヲ得マシタノデ、其點ハ明瞭ニナリマシタノデスガ、實際ノ方法カラ言ヒマス、斯ウ云フ會社ガ出來マシタ時分ニ、此株ガ特定ノ人ニ固マル、或ハ特殊ノ事業關係者ガ之ヲ壟斷シテ居ルト云フヤウナコトガ過去ニ於テモ相當アツタカノヤウニ承ツタノデアリマスルガ、其資本關係——或ハ多大ノ資本ヲ要シナイ場合モアリマセウ、併シ相當大キナ資本ヲ要スル場合モアリマセウ、ソレデアリマスルカラシ

テ、此資本關係ノ如キハ、寧ロ公開シテ、サウ云フ會社ガ多數出來テ競争スルコト云フコトヲ自然禁ジラレテ居リマスカラシテ、サウ云フ會社ノ株ノ如キハ、希望ガアレバ誰デモ持テ得ル、斯ウ云フヤウナ方法ニシテ置クコトガ自然ト朗カナ考ヲ伴フモノデハナイデセウカ、又一方カラ言ヒマス、

サウ云フ事業會社ノ株ト云フモノハ、假ニ取引所ノ相場ニ上リマシテ、其株ト云フモノガ非常ニ高イナラバ、一方ニ於テ儲カリ過ギルト云フ觀念ヲ與ヘルノデアリマス、此株ガ又辛ウジテ額面ヲ維持シテ居ルト云フヤウナ場合デアリマシタナラバ、其會社デハ餘リ不當ニ利益ヲ取ツテ居ラスト云フヤウナコトガ自然ト外カラ立證シテ戴イテ、サウシテ此會社ガ利益ノミニ專念シテ居ル

ノデハナイ、又公共ノ利益モ考ヘテ事業ヲ執行シテ居ルト云フヤウナ考ガ間接ニ立證出來ヤシナイカト存ジマスガ、斯ウ云フ株ハ主トシテ私ハ今マデ特定ノ人ガ、或ハ事業關係ヲ持チ、或ハ從來ノ緣故ヲ持チ、特定ノ財團ト云フコトハオカシイガ、特定ノ事業關係、或ハ資本關係ノ人ガ持ツコトガ多イト思ヒマスガ、之ヲ取引所ニ掛ケテ、自ラ公平ナル價格ヲ市場ニ問ウテ見ル、或ハ「クォーテーション」ヲ見ルト云フヤウナコトガ必要デヤナカラウカト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○荒井政府委員 今日專賣局ニ關係ノアリマス會社ニ付キマシテ、其株ガ市場ニ取引サレテ價格ノ發表サレテ居ルモノモアリマス、又小サイ會社デアリマシテ、斯ノ如キ形ニ至ラスモノモ多數アルノデアリマス

ガ、其株ノ賣買ニ付キマシテモ、重役會ノ承認ヲ經ルト云フ規定ヲ持ツテ居ル會社モアリマシテ、特殊ノ組織ヲ持ツテ居ルトハ考ヘテ居リマセヌノデスガ、尙ホ其點ニ付テモ、十分注意致シタイト思ヒマス、唯今日會社ヲ作りマスル場合ニ於キマシテ、ヤハリ當初ニ於キマシテハ、從來ノ取扱者ト云フモノノ利益ヲ一應尊重スル關係カラ、之ヲ集メテ作ラセルト云フコトハ、是ハ已ムヲ得ヌコトト思ヒマス、其上ニ於キマシテ株ノ賣買、或ハ公開ノモノニスルト云フコトハ、是ハ差支ナイコトデアラウ、斯ウ考

ヘテ居ル次第デアリマス
○篠原委員 中ニハ此事業ハ他ノ人ノ手ニヤリタクナイトカ、或ハ多ク——是ハ相當ノ利潤ヲ持ツテ居ル場合ダト思ヒマスガ、此事業ニ他ノ人ガ携ルコトヲ希望シナイト云フヤウナ場合ニハ、此株ノ讓渡ヲ禁ズルカ、或ハ極端ナル制限ヲ設ケテ外ヘ行ケナイヤウニスル、ソレガ程度ヲ越シマシタ場合ニハ、自然ト此事業ト云フモノハ特定ノ人ノ間ニ、何ト言ヒマスカ不融通ノ性質ヲ持ツテ、他ノ人ガ干涉シ得ナイノミナラズ、又從來ノ同業ノ誼ミヲ以テ會社ヲ組織シマシタ場合ニモ、偶、悲境ニナツタヤウナ人ハ、其株ガ他ヘ行カレナイカラ、特定ノ人ガソ

レヲ吸收シテシマフ、段々少數ノ人ガ、事業自體ガ「モノポール」デアル以上ニ、ソレノ機關デアル所ノ會社ガモウ一遍又獨占性ヲ有スルト云フヤウナ狀況ノモノガアルヤウニ伺ッテ居リマスガ、斯ウ云フ場合ニハ自然今マデ御伺シマシタヤウナ考デ、相當ノ御變更ヲ御考ニナッテイラッシャイマセウカ、其點ヲ御伺シマス

○荒井政府委員 是ハ會社ノ内部關係デアリマシテ、專賣局ニ關係ヲ有スルト云フ會社デアリマシテモ、御承知ノ通り煙草ハ直營ニナリマシテ、此元賣捌人ト云フ者モアリマセヌノデ、大體今日ハ物ヲ供給スルヤウナ會社ガ多イノデアリマスカラ、或ハ運送ヲ主トシテ請負フトカ云フヤウナモノデアリマシテ、監督關係ト云フモノガ法制上ノモノデハナイ場合ガ多イノデアリマス、殆ド全部ト申シテモ宜シイカト思ヒマス、隨テ或ハ監督ト云フ言葉ハ適當デナイカト思ヒマス、事實上此方ノ仕事ヲサセルノニ不便ノナイヤウニ致シテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ斯ウシロ、アアシロト云フコトハ申スコトハ出來スト思ヒマスガ、只今ノ御趣旨ハ能ク承リマシテ、尙ホ十分其點ニ注意致シタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○篠原委員 大體私ハ直接政府ノ監督權ヲ

以テ指揮若クハ命令ヲスルヤウナコトヲ御願ヒスル積リデヤナイノデアリマス、專賣ノ本質ニ鑑ミテ、政府以外ノ人ハ何等干涉ガ出來ナイ、其事業ニ對シテ、ソレガ國民ニ配給若クハ分配セラルル際ニ、モウ一遍政府ノ「モノポリ」以外ニ、一ツノ會社ガ專權ヲ振廻ハスヤウニ世間カラ思ハシムルヤウナコトガアッデハイカス、其御考ガアルナラバ、其御考ニ依ル監督ノ作用ハ、私ハ寧ロ當局ノ指圖力、或ハ法令ノ規定ニ依ル監督デナク、寧ロ當局者ノ本當ノ考ガソレニ自然ト反應シテ、サウシテ世間カラ公明正大ト合セテ明朗ト均等ナルコトノ疑ヒナイヤウナ態度ヲ營業者ニナサシメルコトガ最上ノ行政ダト思ヒマスカラ、其點ニ付テ政府ノ御答辯ニ満足ノ意ヲ表シテ置キマスガ、是ハ二三ノ人ノ特別ノ利益ヲ保護スルト云フヤウニ世間ニ感ゼシメルコトハ、專賣ノ性質上洵ニ私ハ面白クナイト思ヒマス、今マデ伺ヒマシタ政府ノ御方針デ公明正大ニ、他人ガ疑ハナイ、又其利益ガ政府以外ノ少數者ニ歸屬スルト云フヤウナコトヲ世間ヲシテ想像セシメナイ、誰デモサウ云フ會社ニ關係シタイノナラ、シ得ル途ヲ開イテ、サウシテ外ノ者カラ、是等ニ關シテ機會均等ノ申出ガアツタ場合ニハ、成ベク之ヲ包含

シ得ル、吞ミ込ミ得ルヤウナ情勢ノ空氣ヲ拵ヘテ置イテ戴キタイト云フコトガ洵ニ希望ニ堪ヘナイ所デアリマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス

○東條委員 混用ニ付テノ取締ノ實際ガドシナ方法デオヤリニナリマスカ

○村瀬政府委員 此混用ノ取締ニ付キマシテハ、此混用ヲ致シマスルモノニ付キマシテハ、揮發油ノ製造或ハ輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シマシテ、主トシテ工場或ハ貯油所カラ搬出スルト云フヤウナ場合、或ハ工場又ハ貯油所デ其揮發油ヲ使用スル或ハ他ノ者ニ引渡スト云フモノヲ標準ト致シマシテ、混用セシムルコトニ致シテ居リマス、而シテ其混入ノ實績ヲ確保セシメルガ爲ニ、毎年其揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル者ニ對シマシテハ、「アルコール」ノ混入計畫ヲ定メサセマシテ、政府ノ認可ヲ受ケシメ、其混入計畫ノ内容ハ詳細ハ命令ヲ以テ規定致シマスガ、大體揮發油ノ用途別ノ搬出數量、「アルコール」ヲ混入スベキ數量、「アルコール」ノ購入數量、「アルコール」ノ購入方法、「アルコール」ノ貯藏設備、或ハ其「アルコール」ノ混入方法、斯ウ云フヤウナモノヲ大體一年間ノ計畫ヲ定メサセマシテ、政府ガ之ヲ認可スル、サウ

云フ混入計畫ヲ能ク見テ置キマシテ、其混入計畫ノ實施ニ付テ十分ノ認可可査定ヲ致シマシテ、之ニ依ッテ現實其計畫ノ實行ガ旨ク行ッテ居ルカドウカト云フコトヲ、只今申上ゲマシタヤウナ業者ニ就テ十分監督ヲ致ス、斯ウ云フヤウナ大體ノ仕組ニ相成ッテ居ルノデアリマス、只今御話ノヤウナ此混入ノ實績ヲ確保致シマスガ爲ニ、特ニ其混入ノ時期等ニ付キマシテハ、色々其研究ヲ致シマシテ、大體工場或ハ貯油所カラ搬出スル時ト云フヤウナ、第一條デ規定シテ居ルヤウナ時期ヲ標準ト致シマシテ、其實績ヲ十分ニ監督モ致シマスシ又目的ヲ達シタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス

○東條委員 サウ致シマススト、サウ云フ時期ニサウ云フ場所デ混入ガ適法ニ行ハレテ居ルカドウカト云フコトヲ御調ニナルト云フコトハ、ドウ云フ程度デ、例ヘバ混入シテ居ル方カラ言ヘバ、例ノ「ガソリン・スタンド」ミタイナ所デ検査ヲシテ、規定ノ混入ヲシテ居ルカドウカト云フコトヲ御調ニナルトカ、或ハ混入シナイ方ノモノデモ市販品ヲ時々取ッテ之ヲ調べテ見デ、混入ノ狀態、或ハ混入シナクテモ宜イモノニ混入シテ居ルト云フヤウナコトヲ御調ニナルト云フヤウナコトハオヤリニナラヌノデアリマ

スカ

○村瀬政府委員 只今「アルコール」ノ混

入シテ居ナイト云フヤウナモノニ付キマシ
テハ、混入シテ居ナイ揮發油デアルト云フ
コトヲ、十分ニ外部カラ識別シ得ルヤウナ
標章ヲ揮發油ノ入ッテ居リマス罐等ニ標示
セシメマシテ外部カラ之ヲ明ニスルヤウニ
致シ、又現實ノ場合ニ於キマシテハ、取締上
必要ガアルト考ヘマス時ニハ、當該官吏ガ
是等ノ必要ナル場所ニ參リマシテ、十分ニ
其ノ狀況ヲ検査スルト云フヤウナ途モ、法
律ノ第七條ニ於テ認メラレテ居ルノデアリ
マシテ、是等ノ規定ヲ十分ニ運用致シマシ
テ、只今御質問ノアツタ點ニ付キマシテハ、其
目的ヲ達シタイト考ヘテ居ルノデアリマス
○東條委員 法律ガ出來レバ、ソレニ依テ
相當ノ取締ヲシナケレバナラスコトハ勿論
デアリマスガ、小サナ極ク僅カ使フ者ニ對
シテモ嚴重ニ取締フスルコトニナルト、非
常ニ煩瑣ナコトニナルカラ、一般ノ混入セ
ザル揮發油ヲ使フ者、或ハ販賣スル者ナド
モ、非常ニ迷惑フスル場合ガ多イ、揮發油
ニ對シテ混入ヲシナイデ販賣ヲ致シマスモ
ノハ自由デ、別ニ是ハ取締ヲシナイコトニ
ナルノデスカ、ドウ云フコトニナルノデス
カ

○村瀬政府委員 混入シナイデ揮發油ヲ取

扱フ者ニ付キマシテハ、大體此法律ノ第六
條ニ規定ガゴザイマシテ、サウ云フ揮發油ノ
搬出デアルトカ、其他取扱ニ關シマシテハ、
必要ニ應ジマシテ、取扱上必要ナル命令ヲ
發スルコトニナッテ居ルノデアリマス、其命
令ノ大體ノ内容ハ、或ハ其場合ニ依ッテハ其
届出ヲ必要トスル場合モアリマセウシ、又
場合ニ依リマシテハ、特ニ重要ナ事柄ニ付
キマシテハ許可ヲ受ケシメル必要ガアルカ
トモ思ヒマスガ、併ナガラ極クササヤカナ
分量——「アルコール」ヲ全然混入シナイト
云フヤウナ揮發油ヲササヤカニ使用スルト
云フヤウナモノニ付キマシテハ、只今御質
問ノ御趣旨モゴザイマスルシ、是等ニ付キ
マシテハ、實際ノ運用ニ當リマシテ、迷惑
ヲ不必要ニ及ボスコトノナイヤウニ、十分
ニ注意ヲ致ス必要ガゴザイマスシ、又左様
ニ致シテ參リタイト斯様ニ考ヘテ居リマス
○平川委員長 今日ハ是デ散會致シマス、
次會ハ公報ヲ以テ御通知致シマス

午前十一時四十一分散會

昭和十二年三月二十日印刷

昭和十二年三月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 常磐印刷株式會社